

Ⅱ 生活場面「学ぶ」において考慮すべき状況変化

時期	考慮すべき状況変化	詳細
平成 28 年 4 月～	障害者差別解消法・条例の施行	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮提供」が義務化された。 (合理的配慮は行政機関には義務、民間事業者には努力義務) ○自治体は、差別解消支援のための「協議会」を作ることができることとされた。 ○条例により、「広域支援相談員」と「大阪府障がい者差別解消協議会」の設置等、相談と解決の仕組みが構築された。
平成 28 年 ※施行時期未定	発達障害者支援法の改正	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障がい者の支援のための施策が規定された。 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの疑いがある場合の支援（保護者への継続的な相談、情報提供、助言等） ・教育（発達障がい児とそうでない児童が共に教育を受けられるような配慮、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進等） ・情報の共有の促進 ・就労の支援（就労定着の支援、事業主による雇用の機会の確保等） ・地域での生活支援 ・権利利益の擁護（差別の解消、いじめや虐待の防止等のための対策推進等） ・司法手続きにおける配慮（意思疎通の手段の確保等の適切な配慮等） ・発達障害者の家族等への支援（情報提供、家族が支え合うための活動の支援等）

Ⅱ 生活場面「学ぶ」において考慮すべき状況変化

平成 30 年 4 月～	児童福祉法の改正 【3 年後見直し】	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none">○重度の障がい等の状態にあつて、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」が新設される。○「保育所等訪問支援」について、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児も対象となる。○医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備について必要な措置を講ずるよう努める。○児童福祉法に基づく障がい児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障がい児福祉計画を策定する。
--------------	-----------------------	---